

山口県報

平成31年
1月15日
(火曜日)

目次

- 規則
山口県会計規則の一部を改正する規則(会計課)……………
- 公告
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………
- 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定による意見書の提出(商政課)……………
- 公共測量の実施(監理課)……………
- 建設業の許可の取消し(監理課)……………
- 岩国都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課)……………



山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年一月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第一号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二百二十七条の見出し中「決算」の下に「の要領等」を加え、同条中「決算」の下に「の要領の公表及び同条第七項の規定による措置の内容」を加え、「これを」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



(八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年八月二十四日山口県公告(一八六)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十一年一月十五日から同年二月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十一年一月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)ドラッグコスモス富任店
所在地 下関市富任町二丁目四七五の三

二 意見の概要

交通に係る事項について配慮を求める。

(九) 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定による意見書の提出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第二項の規定により、平成三十年八月二十四日山口県公告(一八六)に係る大規模小売店舗について次のとおり意見書の提出がありました。

当該意見書は、平成三十一年一月十五日から同年二月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十一年一月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)ドラッグコスモス富任店
所在地 下関市富任町二丁目四七五の三

二 意見の概要

交通に係る事項等について配慮を求める。

(一〇) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、萩土木建築事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成三十一年一月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

萩市大字明木

三 作業の期間

平成三十一年一月十五日から同年三月二十九日まで

(一一) 建設業の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十九条第一項の規定により、建設業の許可を取り消しました。

平成三十一年一月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 処分をした年月日

平成三十年十二月十四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 株式会社福本工務店

主たる営業所の所在地 岩国市美和町田ノ口四一九番地

代表者の氏名 福本 雅昭

許可番号 山口県知事許可(般一七八)第九四五八号及び山口県知事許可(特一七八)第九四五八号

三 処分の内容

管工事業に関する一般建設業の許可及び土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業、解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実

取締役が、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百八条の罪により、平成二十八年十二月二十日に広島簡易裁判所から罰金十万元の略式命令を受け、その刑が確定し、このことが法第二十九条第一項第二号に該当する。

(一二) 岩国都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、岩国都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成三十一年一月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 開催の日時

平成三十一年二月十五日(金曜日)午後一時三十分

二 開催の場所

岩国市山手町一丁目一五番三号

岩国市民文化会館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する岩国都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分

次のとおりとする。

四 公述の申出の手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成三十一年二月八日(金曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成三十一年二月八日までの消印のあるものに限り、公

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができるとする者を選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課（電話〇八三―九三三―三七三三）にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

岩国市三笠町一丁目一番一号

岩国土木建築事務所

岩国市今津町一丁目一四番五一号

岩国市都市建設部都市計画課

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。）

平成三十一年一月十五日印刷

発行人所

山口県知事庁